

令和7年度琴平町生活排水処理施設整備計画（案）

について、皆様からのご意見を募集いたします。

生活排水処理施設整備計画は、効率的な生活排水処理施設の整備を推進するための計画です。

全国的に汚水処理人口普及率が向上するなかで、社会を取り巻く情勢の変化に伴い「香川県全県域生活排水処理構想」の見直しを行うこととなり、琴平町においても近年の社会情勢を考慮して生活排水処理施設整備計画を策定します。

この案について町民等の皆様から広くご意見をいただき、計画をより充実したものにするためにパブリックコメントを実施します。

計画（案）の閲覧方法

（１）ホームページによる閲覧

琴平町公式ホームページアドレス <https://www.town.kotohira.kagawa.jp/>

（２）役場での閲覧

場所 琴平町役場 １階 住民福祉課 及び ２階 地域整備課

時間 ８時３０分から１７時（年末年始・土日祝除く）

意見を提出できる者

- （１）町内に住んでいる人
- （２）町内に通勤、通学している人
- （３）町内で事業又は活動を行う法人や団体
- （４）町に対して納税義務がある人、法人や団体
- （５）本件の実施に関し利害関係のある人、法人や団体

意見の提出方法

意見は所定の様式に、住所及び氏名、フリガナ（団体の場合は、所在地及び団体名）を記入し、郵便、FAX、電子メール又は持参のいずれかの方法で提出してください。なお、住所が町外の方は、勤務先、学校名又は利害関係等についても記入してください。

意見等の提出先

- （１）郵便の場合：あて先 〒766-8502

香川県仲多度郡琴平町榎井817-10

琴平町役場 住民福祉課 環境衛生担当

(2) FAXの場合：送信先 0877-75-2140

(3) 電子メールの場合：アドレス kankyoueisei@town.kotohira.lg.jp

(4) 持参の場合：提出先 琴平町役場 1階 住民福祉課

意見の提出期限

令和7年11月19日（水）から令和7年12月18日（木）17時（必着）

提出の際の留意事項

(1) 氏名及び住所（団体の場合は団体名及び所在地）は必ず記載してください。記載されていない場合は、意見として受付できません。

また、住所又は所在地が町外の場合は、町内に所有する事務所もしくは事業所、勤務先、学校名を、納税義務がある場合や利害関係を有する場合は、その旨と内容についても記載してください。

(2) 電話による意見等の受付及び個別回答はいたしません。

提出された意見の公表

提出された意見については、内容を簡単にまとめ、町の考え方を付して、町のホームページで公表します。

※お問い合わせ先

琴平町役場 住民福祉課 電話 0877-75-6707

電子メール kankyoueisei@town.kotohira.lg.jp